

●日本学術会議栄誉会員規程

〔平成 23 年 9 月 1 日〕
〔日本学術会議第 133 回幹事会決定〕

改正 平成 26 年 5 月 30 日日本学術会議第 193 回幹事会決定

(称号の授与)

第 1 条 日本学術会議会則第 34 条に定める日本学術会議栄誉会員（以下「栄誉会員」という。）の称号については、以下に定める要領に従って授与するものとする。日本学術会議会則第 34 条に定める日本学術会議栄誉会員（以下「栄誉会員」という。）の称号については、以下に定める要領に従って授与するものとする。

(1) 栄誉会員の称号は、次の各号のいずれかに該当する科学者（現に会員又は連携会員である者を除く。）に対し、授与することができる。

- 一 日本学術会議の活動に多大な寄与をなし、日本の学術の発展に著しい貢献をした科学者
- 二 ノーベル賞その他の学術的栄誉を受けるなど卓越した研究若しくは業績がある科学者
- 三 日本の科学者コミュニティの国際的発展に著しい貢献をした科学者

(2) 栄誉会員選考の手順は以下のとおりとする。

- 一 会長は、栄誉会員の称号に適した科学者の候補者名簿を作成し、幹事会に提出する。
- 二 前号の名簿の作成に際し、各部及び各機能別委員会は、栄誉会員の称号に適した科学者を理由を付して会長に推薦することができる。
- 三 幹事会は、栄誉会員候補者名簿に基づき、栄誉会員の候補者を決定する。
- 四 会長又は会長が指名する会員は、幹事会決定後速やかに、当該者に対し、栄誉会員の称号の受諾意思を確認し、会長は、当該者に栄誉会員の称号受諾の意思がある場合には、栄誉会員の称号を授与するものとする。

(活動)

第 2 条 日本学術会議は、日本学術会議会則第 34 条第 2 項の規定に基づき、栄誉会員に対し、委員会、分科会、小分科会及び小委員会の審議に協力するよう求め

ることができる。この場合においては、求めに応じ協力する名誉会員を特別委員と称するものとする。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成26年5月30日日本学術会議第193回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

推薦書の記入例

平成 年 月 日

日本学術会議会長 ○○ ○○ あて

第○部部長（又は○○委員会委員長） ○○ ○○

公印省略

日本学術会議栄誉会員の称号に適した科学者の推薦について

日本学術会議栄誉会員規程（平成23年9月1日第133回幹事会決定）第2条第2項第2号に基づき、日本学術会議栄誉会員の称号に適した科学者を下記のとおり推薦します。

記

1. 氏 名 ○○ ○○

2. 現 職 ○○大学○○学部教授

3. 生年月日 昭和○○年○○月○○日

4. 推薦理由 ○○氏は・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・
・・
・・

ということから、同幹事会決定第1条第1項第2号に定める「ノーベル賞その他の学術的栄誉を受けるなど卓越した研究若しくは業績がある科学者」（同第1号に定める「日本学術会議の活動に多大な寄与をなし、日本の学術の発展に著しい貢献をした科学者」）（同第3号に定める「日本の科学者コミュニティーの国際的発展に著しい貢献をした科学者」）に該当するため。